

日高市こども計画（素案）に対する市民コメント募集結果

募集期間：令和7年1月9日(木)から令和7年2月7日(金)まで

意見提出：22件（提出者5人）

No.	該当ページ番号 ・項目番号等	ご意見等	市の考え方
1	計画書全体を通して（文書作成上、技術的なこと）	本計画は行政が策定するもので公用文に該当します。公用文の作成に当たっては基準やガイドラインがあります。 ①正確に書く、分かりやすく書く、気持ちに配慮して書く。市民にとって分かりやすくなるよう仕上げてほしいと思います。 ②常用漢字表に原則拘束されます。常用漢字かどうかよく確認してください。常用漢字を使用せず、あえて平仮名を使用する場合も適切か検討の上、使用されたいと思います。 ③送り仮名の記載も難しい言葉があるので、十分確認してください。 ④接続詞の場合は平仮名、副詞の場合は漢字。「さらに」と「更に」等 ⑤「及び」と「並び」も基準があります。 ⑥同じ読みでも意味合いが異なる言葉もあります。どちらが適切か検討の上、使用されたいと思います。「合せる」と「併せる」等 ⑦名詞などを列挙する文書で「・」（中点）が多く散見されます。原則としては「、」（読点）を使用することになっているようです。計画書全体を見直されたいと思います。 ⑧「等」や「など」もその中身は書いた人は分かりますが、読む人には分かりません。その箇所本当に必要か見直されたいと思います。 ⑨数値を比較する場合 ・人口や事業所数など実数値を比較する場合⇒増加、減少 ・指数や構成比など、比率を比較する場合⇒上昇、低下、下落 ⑩「推進します」と「促進します」。これも主体は誰かによって使い分けされたいと思います。 上記のことはまとめて回答でよろしいかと思います。	地方自治体の公用文につきましては、各自治体やその公用文の位置付けにより、それぞれ独自の運用がなされています。ご指摘いただいたご意見を踏まえつつ、国の「公用文作成の考え方(建議)」等を参考にしながら、必要に応じて修正を加え、市民に分かりやすい公用文の作成に努めてまいります。
2	日高市総合計画基本計画と実施計画との調整	本計画は、前期基本計画最終年度から始まり、後期基本計画5年間の前4年間までの位置付けです。令和6年3月策定の実施計画でも、令和7年度の事業が位置付けられており、更に本計画による新規の事業が付加されていくことになると思います。令和7年度は後期基本計画が策定されます。これには、令和8年度以降の施策をしっかりと位置付けてください。また、実施計画には毎年の具体的な事業をしっかりと位置付けてください。事業実施には予算の確保も必要ですが、財政厳しい中、見積りも難しい事業が散見されますが、費用対効果と市民満足度が向上する事業の執行を期待します。	こども計画につきましては、上位計画に位置付ける総合計画や地域福祉計画との整合性を確保しつつ、福祉分野における個別計画など他の行政計画との連携を図りながら、計画期間内における施策や事業の着実な実施に努めてまいります。
3	計画対象者への配慮	対象者は乳幼児期からポスト青年期まで、またその家族と年齢階層が幅広く、経済的なこと、身体的なことなど様々な環境の立場の方々です。きめ細かく市民ニーズを把握しながら、事業、施策を推進していただければと思います。	こども計画につきましては、ご指摘のとおり対象範囲が幅広い計画となっています。それぞれに属する方々の状況を踏まえつつ、ニーズを十分に把握しながら、施策や事業の着実な実施に努めてまいります。
4	計画の進行管理の公表、各課所との連携	成果指標として項目ごとの令和11年度の目標値が設定されています。PDCAサイクルにより毎年度点検・評価することとされています。日高市児童福祉審議会における点検・評価については毎年度ホームページ等を通じ、公表していただければと思います。 子育て応援課が事務局となると思いますが、各課所との連携・協力を深め、また進行を把握しながら事業の執行、見直しを行っていただきたいと思います。	計画の推進に当たりましては、庁内関係課所との連携はもとより、地域や関係機関と協働しながら、施策や事業の着実な実施に努めてまいります。また、計画の進捗状況を的確に把握しながら、適正な点検・評価を行い、必要に応じて事業や計画内容の見直しを図ってまいります。

No.	該当ページ番号 ・項目番号等	ご意見等	市の考え方
5	P 2	隘路（あいろう）は、少し難しい言葉なので、表記の検討をお願いします。	ご指摘の箇所につきましては、こども基本法に基づき閣議決定されたこども大綱を引用していることから、原案どおりの表記といたしますが、注釈の追記により内容を補完いたします。
6	P 28「いじめ・不登校対策の充実」について	今後スクールカウンセラーや、ソーシャルワーカーの、常駐日時や配備人数などをもっと具体的に提示したほうがいいと思います。 先日、数名個人的に相談があり、「いついるかわからないけれど、学校にスクールカウンセラーが来る日があるから、いつてみたら？」と促しました。知らなかったととても感謝されましたが、大々的にポスターや公式LINEなど周知が必要だと思いました。	ご指摘いただいたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談支援体制につきましては、教育委員会や各学校による適切な周知に努めてまいります。
7	P 33「幼稚園の預かり保育事業の推進」について	夏休み時の預かりは利用したい人が希望したらできるのか、実績とともに、どのような支援をしているのでしょうか？	幼稚園（認定こども園を含む）における預かり保育事業につきましては、通常の保育時間の前後や夏休みなどの長期休業中に園児をお預かりするもので、希望する方のお申し出に基づき、保育の必要性が認定された場合に利用できる事業となっています。利用実績が確定している令和5年度では、月間の実人数を合計すると、948名の児童が利用しています。今後も預かり保育を希望する方々が適切に利用できるよう、必要な支援を実施してまいります。なお、支援の対象が分かりにくいことから、表記内容の一部に修正を加えました。
8	P 36「学校施設等利用促進事業の実施」について	いつごろからなのか、余裕教室開放のルールなどのちに具体案が知りたいです。 加えて、生涯学習のような使い方がするのですが、生涯学習課は管轄外でしょうか？	児童生徒数の減少により、各学校で普通教室として使用されていない教室が生じており、国では、このうち、当該学校区域内の児童の状況により、今後、普通教室として使用する見込みがない教室を余裕教室と定義し、平成5年4月に「余裕教室活用指針」を作成・通知しました。この指針に基づき余裕教室を有効活用するため、地域の実情やニーズに応じ、学校施設の一時的な開放や財産処分手続きに基づく施設転用を行っています。学校施設の維持管理を教育総務課、学校組織や学級の編制を学校教育課が担当していることから、原案どおりの表記といたします。なお、学校の施設開放を利用する団体については、生涯学習課が詳細を把握していることから、必要に応じて連携して取り組んでまいります。
9	P 36「就学支援事業の実施」について P 37「特別支援学級の設置」について	障がい福祉課は管轄外でしょうか？	障がいのあるこどもや発達が遅やかなこどもに適した学校教育を提供するため、就学前に行う個別の教育相談をもとに適切な就学先を決定し、この決定に基づき、各学校における特別支援学級を編制しており、いずれも学校教育課の所管事業となることから、原案どおりの表記といたします。
10	P 59「保育所（園）や学童保育室などでの障がい児受け入れ体制の整備」について	子育て応援課だけでなく、社協、障がい福祉課、学校教育課の連携も必要ではないでしょうか。	保育所（園）や学童保育室におきまして、障がいのあるこどもや発達が遅やかなこどもを受け入れる際には、保育士の加配や支援員の増員など、子育て応援課が必要な措置や支援を講じることから、原案どおりの表記といたします。なお、個々の状況により、通所（園）時の移動に支援が必要な場合には、ご指摘のとおり障がい福祉課や社会福祉協議会が関与するケースがあると認識しており、必要に応じて連携して取り組んでまいります。

No.	該当ページ番号 ・項目番号等	ご意見等	市の考え方
11	P 60「多文化共生社会への対応」について	総務課に国際交流協会があり、現在子育て真っ最中のお母さんたちが来ています。学校のおたよりが漢字が多く読めない、などの相談もあるようで、子育て応援課さんだけでなく、総務課国際交流協会（女性部）の方も連携し、日本語教室もしていますし、投げていただいて良いのではないかと思います。	多文化共生社会の実現に向けては、ご指摘のとおり国際交流協会との連携は欠かせないものと考えています。多言語対応のパンフレット作成に当たりましては、必要に応じて国際交流協会と連携を図りながら取り組んでまいります。
12	P 64「子育てボランティアの育成及び支援」について	P 36での余裕教室の開放時は管轄が教育総務課などでしたが、P 36は学び、P 64は子育てだからなのでしょうか？ 場所を使う許可を得たり、ルールを決めるのは何課になるのでしょうか？	本項につきましては、学校の余裕教室の活用について取り上げた項目ではないことから、原案どおりの表記といたします。なお、学校の余裕教室の活用に関する所管につきましては、教育委員会（教育総務課及び学校教育課）となります。
13	P 65「地域学校協働活動の推進」について	こちらは教育総務課、学校教育総務課は関係なしなのでしょうか？	地域学校協働活動につきましては、保護者や地域住民、事業者や団体など地域全体でこどもの学びや成長を支え、地域と学校が連携・協働して「学校を核とした地域づくり」を目指す活動のことを指します。こうした活動につきましては、従来から社会教育や生涯学習の分野で取り組まれており、生涯学習課が所管していることから、原案どおりの表記といたします。なお、平成29年の法改正により、地域学校協働活動は社会教育法に位置付けられています。
14	P 67「こども・子育て世代に優しい公共交通へのリ・デザイン」について	「おでかけタクシー」は障がい者の方、子育て世代、高齢者が一番利用します。障がい福祉課、子育て応援課、長寿いきがい課などは絡まなくてよいのでしょうか？	「おでかけタクシー」につきましては、ご指摘の方々の利用が見込まれるものではありませんが、事業の所管課所としては危機管理課となることから、原案どおりの表記といたします。
15	P 68, P 69	青少年の闇バイトなど急速に進歩してしまっています。大きな事件が日高市で起こる前に、闇バイトに対する防止策、SNSなどでのいじめ、売春、家出対策など、盛り込んだ方がよいと思います。危機管理課、学校教育課、警察、などが連携した防止周知、対策、こんな事件が実際にあった、などの授業をしてほしいです。	ご指摘のとおり青少年が被害者や加害者となり得る事件が多発しており、関係課所や関係機関による相互の連携・協力が不可欠となります。こども・若者の犯罪や犯罪被害の未然防止を図るためには、計画に記載した取組や事業を着実に推進する必要があることから、原案どおりの表記といたします。
16	その他	昨年、総務課で、日高市内何校か、LGBTQの授業をしたそうです。実績もあるので、主な取組・事業に入れたらどうでしょうか。	性の多様性につきましては、こどもに限らず、大人を含めた社会全体で理解を進めていくべき課題であると認識しており、総務課が所管する第5次日高市男女共同参画プランに基づき、周知・啓発に取り組んでおります。こども計画におきましては、P 25に掲載する「学校人権教育推進事業の実施」でお示しのとおり、人権教育活動の一環として包括的に取り組んでいくことから、原案のとおり表記といたします。
17	その他	最近、危機管理課から商工会を通して、防犯カメラ付自動販売機をつけませんかのお知らせが来た気がします。警察の方から、あれはすごく良い！と言われたので、主な取組、事業にいれたらどうでしょうか？ 今回、中学3年生がマクドナルドで刺されてしまった事件も防犯カメラの力が事件解決に繋がったと聞きました。設置目標数などがあれば明記しても良いのではないのでしょうか。	ご指摘の防犯カメラ付き自動販売機（みまもり自動販売機）につきましては、市、警察及び民間事業者で締結した「防犯に関する協定」の取組として、当該民間事業者が設置するものであることから、原案のとおりといたします。
18	P 15, P 20, P 26	「外国籍のこどもの状況」とあるが、外国籍の子どもだけでなく、多国籍（いわゆるハーフ）の子どもの状況もぜひ調べてください。 「外国人」という表現でなく、「外国にルーツを持つこども」などの表現が良いと思う。	日本の国籍法では、単一の国籍が原則であり、ご指摘の状況を把握することは困難です。 「外国人」という表記につきましては、計画本文の文脈として適切ではないことから、「外国籍のこども」に修正いたします。

No.	該当ページ番号 ・項目番号等	ご意見等	市の考え方
19	全般	「障がいのあるこども」「障がい児」という表現ではなく、「支援を必要とする児童生徒」「発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども」のような表現が良いと思う。	「障がいのあるこども」や「障がい児」という表記につきましては、対象を示す固有名詞として例示的に使用しており、原案どおりの表記といたします。
20	その他	「性的マイノリティの児童生徒への支援、配慮、理解」について、ぜひ加筆してください。 R7年度より予定の「埼玉県こども・若者計画」においても、以下のような取り組みが言及されています。 ・性的マイノリティの児童生徒への支援として、学校における様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていきます。 ・性的マイノリティについての正しい理解が進むよう、県民や企業に対する啓発を実施するとともに、専門窓口で性的マイノリティ当事者やその家族等からの相談に対応します。	(No.16の市の考え方に同じ)
21	その他	(日高市立高麗郷民俗資料館の活用に関するご意見あり) 基本理念にある「自尊感情や自己肯定感を育み、社会との関わりを自覚」し豊かな人生を形成するうえで、郷土への誇りは重要だと思っています。郷土愛を深めるために日高市立高麗郷民俗資料館の活用を再考し、展示目的、展示内容の見直しを検討してほしい思いがあります。	日高市立高麗郷民俗資料館の活用に関する貴重なご意見をありがとうございます。このたびのご意見を担当課と共有し、今後の参考とさせていただきます。
22	その他	(市民コメントの実施方法に関するご意見あり)	市民コメントの実施方法に関する貴重なご意見をありがとうございます。このたびのご意見を担当課と共有し、今後の参考とさせていただきます。